原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う

関係政令の整備等に関する政令案
新旧対照条文
目次

○原子力災害対策特別措置法施行令(平成十二年政令第百九十五号) (第四条関係)	○不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)(第三条関係)	○宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)(第二条関係)	○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)(第一条関係)
5	4	2	1

○核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)(第一条関係)

三 (略)	二 (略)
特定核燃料物質を取り扱う場合戻し及び坑口の閉塞を行つたものを除く。)において防護対象設施設(当該廃棄物埋設施設のすべての坑道について坑道の埋二 地表から深さ五十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋	(削る)
(廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合)	(廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合) (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合)
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	

$\overline{}$
傍線
部
分
は
改
正
部
分
_

律第五十一条の二十九第一項 十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法	<u>く三十 (略)</u> 一	物に係るものとする。 物に係るものとする。 物に係るものとする。 (法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定 第三 に法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定 第三 (法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定 第三 (法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定 第三 (法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)	の許可(昭和三十二年法律第百六十六号)第五十一条の二十九第一項(昭和三十二年法律第百六十六号)第五十一条の二十九第一項一十八(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	今二十七 (略)	処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 如第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の 第二(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)	改正案
(新設)	~三十 (略)	物に係るものとする。	(新設)	今二十七 (略)	処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)	現

2 • 3	三十
(略)	一 ~ 三 十 七
	$\overline{}$

(略)

2 • 3 三十一~三十七 (略) (略)

〇不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)(第三条関係)

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

の許可(昭和三十二年法律第百六十六号)第五十一条の二十九第一項三十二(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	一~三十一 (略)	の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。条第二項において準用する場合を含む。)の法令に基づく許可等第七条 法第十八条第一項及び第十九条(これらの規定を法第五十(広告の規制等に係る許可等の処分)	改正案
(新設)	一~三十一 (略)	の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。条第二項において準用する場合を含む。)の法令に基づく許可等第七条 法第十八条第一項及び第十九条(これらの規定を法第五十(広告の規制等に係る許可等の処分)	

$\overline{}$
傍線
部
分
は
改
正
部
分
\smile

改正案	現行
(関係周辺都道府県知事の要件)	(関係周辺都道府県知事の要件)
第二条の二 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域	二 法第七条第二項前
の全部又は一部が当該原子力事業所(発電用原子炉(核原料物質)	の全部又は一部が当該原子力事業所(発電用原子炉(核原料物質
する法律(昭	、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律
第五項に規定する発電用原子炉をいう。	第百六十六号)第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以
	下この条において同じ。)が設置されているものに限る。)の周
にある都道府県(当該	原子力
ている全ての発電用原子炉が同法第四十三条の三の	に設置されている全ての発電用原子炉が同法第四十三条の三の三
十四第二項の認可を受けたものであることその他の事情を勘案し	十三第二項の認可を受けたものであることその他の事情を勘案し
、当該都道府県の当該区域において当該原子力事業所に係る原子	、当該都道府県の当該区域において当該原子力事業所に係る原子
生するおそれが	力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定
したものを除く。)であって、当該原子力事業所に係る原子力災	したものを除く。)であって、当該原子力事業所に係る原子力災
害に関する地域防災計画等(災害対策基本法(昭和三十六年法律	害に関する地域防災計画等(災害対策基本法(昭和三十六年法律
第二百二十三号)第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。)	第二百二十三号)第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。)
が作成されているものであることとする。	が作成されているものであることとする。